

(別記3)

鶏肉・鶏卵のサルモネラ菌低減への対応及びサルモネラ菌検査等支援事業

第1 事業の概要

本取組においては、鶏肉・鶏卵輸出に関してシンガポール・米国等が要求するサルモネラ菌の低減や検査等の課題の解決に必要な会議の開催、手順書の作成、試験・研究・調査及び輸出に係るサルモネラ菌検査等を支援するものとする。

第2 事業実施主体等

1 事業実施主体の要件

実施要綱別表の事業実施主体の欄の3の生産局長が別に定める者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施することができる能力を有する団体であって、鶏肉又は鶏卵に関する専門的知識を有し、全国規模での活動が可能であること。
- (2) 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書及び報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあってはこれらに準ずるもの。）を備えていること。
- (3) 主たる事業所が日本国内に所在し、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を持つことができる団体であること。
- (4) 農業協同組合連合会、農業協同組合、事業協同組合連合会、事業協同組合、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人又は法人格を有しない団体であって生産局長が特に必要と認めるもの（以下「特認団体」という。）のいずれかであること。
- (5) 法人等（法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと又は法人等の役員等（法人である場合は役員又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。
- (6) GFP（農林水産省において実施中の農林水産物・食品輸出プロジェクトをいう。）のコミュニティサイト※に登録している者であること。
※ <https://www.gfpl.maff.go.jp/>
- (7) 特認団体の申請をする団体は、第5の1の（1）に定める事業実施計画を提出する際、別記様式第1号を併せて提出し、生産局長の承認を受けるものとする。

2 取組主体の要件

本事業の取組主体は、次に掲げる要件の（1）又は（2）のいずれかを満たす、生産者、食鳥処理施設・鶏卵処理施設、輸出事業者が連携して輸出促進を図る組織（畜

産物輸出コンソーシアム。（畜産物輸出コンソーシアムの設立が完了するまでの間に畜産物輸出コンソーシアムを設立しようとする者も含む。）とする。

- (1) 別記1の畜産物輸出コンソーシアムの設立・運営支援事業を実施していること。
- (2) 別記1の第2の規定のうち、2の(1)を除く全ての規定を満たしており、管轄都道府県においてシンガポール向け鶏卵輸出農場の認定に必要な書類の確認を受け、農林水産省に申請中の鶏卵生産農場が構成員となっていること。

第3 事業内容

本事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

1 サルモネラ菌低減に向けた検査体制・衛生管理方法構築事業

- (1) 事業実施主体は、取組主体によるサルモネラ菌低減のための取組を推進するため、次に掲げる事業の全部又は一部を実施するものとする。ただし、①、④及び⑥の事業は必ず実施することとする。

- ①手順書の作成
- ②推進会議、研修会等の開催
- ③海外施設等の状況調査
- ④事業を実施する取組主体の公募選考会の開催
- ⑤事業を実施する取組主体への専門家による助言及び指導
- ⑥取組主体が行う事業に必要な経費の補助

- (2) 事業実施主体は、サルモネラ菌低減のために取組主体が行う次に掲げる事業について、その要する経費の全部又は一部を補助するものとする。

- ①検討会の開催
- ②海外施設等の状況調査
- ③試験・研究

2 輸出に係るサルモネラ菌検査等支援事業

- (1) 事業実施主体は、1の事業を行う取組主体が、鶏肉においてはシンガポール又は欧州連合（英国、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェーを含む。以下「EU」という。）、鶏卵においてはシンガポール又は米国向けに輸出を行うに当たり必要となるサルモネラ菌検査等の経費相当分を支援するものとする。

- (2) 本事業の支援対象となる輸血量（以下「対象数量」という。）は、全取組主体の合計において、鶏肉は153トン、鶏卵は322トンを上限とする。ただし、輸出先国において計画段階では想定されなかった需要が生じるなど、特に必要があると生産局長が認める場合には、対象数量を増加することができるものとする。

第4 補助対象経費等

1 補助対象経費及び補助率

第3の事業の補助対象経費及び補助率は別表1に掲げるとおりとする。

2 留意事項

- (1) 補助対象経費は、第3の事業を実施するために直接必要な経費であって、第3の事業の対象として明確に区分することができるものであり、かつ、証拠書類によっ

て金額等を確認できるものとする。

(2) 国の他の助成事業により支援を受け、又は受ける予定となっている取組は、本事業の補助の対象外とする。

(3) 事業内容の一部を、他の者に委託して行わせる場合には、次の事項を第5の1の(1)に定める事業実施計画に記載した場合のみ補助対象経費となる。

- ①委託先が決定している場合には、委託先
- ②委託する事業の内容及びそれに要する経費

第5 事業実施等の手続

実施要綱第3の生産局長が別に定める事業ごとの具体的な手続等は、次のとおりとする。

1 事業実施計画の作成及び承認手続

(1) 事業実施主体は、別記様式第2号により事業実施計画を作成し、生産局長に提出するものとする。

(2) 生産局長は、(1)により提出のあった事業実施計画の内容について、審査を実施し、妥当であると認められるときは、予算の範囲内においてこれを承認するものとする。

(3) 事業実施主体は、(2)で承認を受けた事業実施計画に次に掲げる重要な変更がある場合には、(1)及び(2)に準じて変更の承認を受けるものとする。

- ①事業の中止又は廃止
- ②事業実施主体又は取組主体の変更
- ③事業費の30%を超える増減
- ④補助金の増又は30%を超える減
- ⑤成果目標の変更

2 事業実施要領の作成

(1) 事業実施主体は、実施する事業の趣旨・内容・仕組み、取組主体等の選定、消費税及び地方消費税の取扱い、補助金の交付手続、実施状況の報告、事業の評価その他の必要な事項を定めた事業実施要領を作成し、別記様式第3号により生産局長へ提出するものとする。また、これを変更する場合も同様とする。

(2) 生産局長は、(1)により提出のあった事業実施要領について、内容を確認し、承認するものとする。

3 事業の公募

(1) 事業実施主体は、第3の事業の実施に当たり、外部有識者等で構成する公募選定委員会を設置し、取組主体を公募により採択するものとする。公募選定委員会は、本事業の取組主体への応募者（以下「応募者」という。）が第2の2の要件に合致するか、提出された取組計画が適切であるか等について審査を行うものとする。なお、事業実施主体は、取組主体を公募するごとに公募選定委員会を開催し、審査を行うものとする。

(2) 取組主体の選定に当たっては、次に掲げる①、②の順に優先して採択することとする。また、①及び②のいずれも複数の応募者がいる場合には鶏肉又は鶏卵の輸出額が多い者から順に採択することとする。

①第2の2の(1)の規定を満たしている応募者

②第2の2の(2)の規定を満たしている応募者

(3) 事業実施主体は、採択された取組主体の取組計画を取りまとめ、別記様式第4号により生産局長に提出するものとする。

第6 事業の着手

1 本事業の実施については、原則として、補助金の交付決定後に着手するものとする。ただし、本事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があるため、補助金の交付決定前に本事業に着手する場合には、事業実施主体は、あらかじめ、生産局長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した補助金交付決定前着手届を別記様式第5号により作成し、生産局長に提出するものとする。

2 1のただし書により補助金の交付決定前に本事業に着手する場合には、事業実施主体は、本事業について、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となつてから、着手するものとする。

この場合において、事業実施主体は、補助金の交付決定までの間に生ずるあらゆる損失について、自らの責めに帰することを了知の上で行うものとする。

3 生産局長は、1のただし書による本事業の着手については、事業実施主体に対し事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、当該着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、本事業が適正に行われるようにするものとする。

4 第3の2の事業については、1から3までの規定の対象外とし、事業目的の実現のために必要な場合については、交付決定前に着手することができるものとする。

第7 事業の成果目標

1 事業実施主体は、第5の1の(1)の事業実施計画において、本事業の成果目標を定めるものとし、本事業の成果目標は、取組主体に次に掲げる事項を達成させることとする。

①鶏肉：シンガポール又はEU向け輸出要件に沿って処理した鶏肉のサルモネラ陽性率の低減(20%未満とすること)及びシンガポール又はEU向け輸出額の増加

②鶏卵：シンガポール又は米国向け鶏卵の生産農場におけるサルモネラ陽性率の低減(20%未満とすること)及びシンガポール又は米国向け輸出額の増加

2 本事業の成果目標は、事業完了年度から3年度以内に設定するものとする。

第8 事業の評価

1 実施要綱第5の事業実施主体が行う事業評価の報告は、別記様式第6号により、第7の2で定める目標年度の翌年度の9月末までに生産局長に報告するものとする。

2 第9の指導は、事業実施主体及び取組主体(以下「事業実施主体等」という。)の

責に帰さない社会的情勢の変化等による場合を除き、事業実施計画に掲げた成果目標の達成が不十分と判断された場合に実施するものとし、事業実施主体等に対し、成果目標の達成に必要な指導を行い、成果目標が達成されるまでの間、改善状況を報告させるものとする。

- 3 生産局長は、必要に応じ、2の改善措置による成果目標の達成状況について事業実施主体等に報告を求めることができるものとする。

第9 調査、報告及び指導

生産局長は、本要領に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じて、事業実施主体等に対し調査し、報告を求め、又は指導することができるものとする。

第10 情報の取扱い

事業実施主体となった団体の職員及び公募選定委員会の委員は、本事業の実施に当たって知り得た取組主体の衛生状況等に関する情報を第三者に漏らしてはならない。これらの職を退いた後についても同様とする。

第11 不正行為等に対する措置

国は、事業実施主体等の代表者、理事、職員等が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合にあつては、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、事業実施主体等に対して再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

別表1 (第4の1関係)

事業の種類	補助対象経費	補助率
<p>1 サルモネラ菌低減に向けた検査体制・衛生管理方法構築事業</p> <p>(1) 事業実施主体が行う</p> <p>①手順書の作成</p> <p>②推進会議、研修会等の開催</p> <p>③海外施設等の状況調査</p> <p>④事業を実施する取組主体の公募選考会の開催</p> <p>⑤事業を実施する取組主体への専門家による助言及び指導</p> <p>⑥取組主体が行う事業に必要な経費の補助</p> <p>(2) 取組主体が行う</p> <p>①検討会の開催</p> <p>②海外施設等の状況調査</p> <p>③試験・研究</p>	<p>サルモネラ菌低減のための取組又は取組の推進のため左記の事業を実施するのに必要な経費であって、別表2に該当するもの</p>	<p>定額</p>
<p>2 輸出に係るサルモネラ菌検査等支援事業</p>	<p>鶏肉はシンガポール・EU 向け鶏卵はシンガポール・米国向け輸出に当たり必要となるサルモネラ菌検査等の経費</p>	<p>定額</p> <p>(令和3年1月28日からの鶏肉又は鶏卵輸出量を対象とし、シンガポール・EU向け鶏肉輸出量1キログラム当たり50円以内、シンガポール・米国向け鶏卵輸出量1キログラム当たり25円以内を交付する。ただし、全取組主体の合計輸出量において、鶏肉は153トン、鶏卵は輸出量322トンを上限とする。)</p>

注：補助対象の整理に当たっては、別表2の費目ごとに整理するとともに特別会計等の区分整理を行うものとする。

別表2（第4の1関係）

費目	内容	注意点
人件費	本事業に直接従事する正職員、出向者、嘱託職員、管理者等の直接作業時間に対する給料その他手当	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費の算定に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に従うこと。 ・積算根拠となる資料を添付すること。 ・謝金の支払対象者に対して支払うことはできない。
謝金	本事業を実施するために必要な専門的知識・知見の提供、資料・情報の収集や提供を行った者又は組織に対する謝礼に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・単価については、事業実施主体の規程によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。 ・謝金単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体の業務に従事する者に対する謝金は認めない。
賃金	事業を実施するため新たに発生する業務（資料整理・収集、調査の補助等）を目的として、事業実施主体が新たに雇用した者等に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）	<ul style="list-style-type: none"> ・単価については、事業実施主体の賃金支給規則や国・県・市町村の規程による等、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。 ・賃金単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・契約書等により業務の内容を明らかにし、出勤簿、タイムカード等を整備すること。
旅費	本事業を実施するために必要な旅費で交通費、日当、宿泊費、諸雑費（事業実施に必要な専門知識を有する者等の招へいに係る国内外の移動に要する経費、滞在費等を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・単価については、事業実施主体の旅費支払規則や国・都道府県・市町村の規程によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。 ・旅費単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・出張に当たっての支度金、往復路における本事業と関係のない国・地域への立ち寄り及び滞在（合理的な旅程によるトランジットを除く。）に要する費用は対象としない。

需用費	<p>本事業を実施するために必要な消耗品、用具等の購入経費、翻訳費、通訳費、通信運搬費、印刷費、資料作成費、サンプル等用原材料費（包装資材、食材費を含む。）、サンプル検査費、資材費、輸送費・通関費、文献・資料等購入費、機器等のリース費等の雑費</p>	<p>・インターネット使用経費、相手が不明な通話経費は除く。</p>
役務費	<p>本事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果と成り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費</p>	
賃借料及び使用料	<p>本事業を実施するために必要な場所及び会場、設備の賃借料や物品・備品等の使用料</p>	<p>・事業実施主体が所有するものを使用する場合を除く。</p>
委託費	<p>本事業の実施に当たり特殊な知識等を必要とする場合、やむを得ずその事業を遂行する能力を有する第三者に事業の一部を委託するための経費</p>	
その他	<p>輸出先国の各種基準への対応に係る経費、送金手数料等の他の費目に該当しない経費で、事業を実施するために必要な経費</p>	